

第2号様式（第3関係）

平成 29 年度第 2 回高齢者保健福祉審議会議事録

1 開催日時 平成 29 年 12 月 11 日(水)午後 1 時から午後 2 時 20 分

2 開催場所 豊山町役場 2 階 会議室 2

3 出席者

(1)委員 8 名

小坂啓史、小塚文雄、寺町逸視、小塚奈緒美、江崎弘、水野友枝、小泉チエ子、坪井佳雅理

(2)事務局 7 名

生活福祉部次長兼保険課長・堀尾政美、保険課高齢者・介護係長・横田仁美、
保険課高齢者・介護係主事・大下収悟、地域包括支援センター保健師主任・長友妙子
計画策定委託業者・(国立大学法人 名古屋大学)大西丈二、中根朋子、井芹透子

4 議題

(1)第 8 次豊山町高齢者福祉計画・第 7 次介護保険事業計画の素案について

(2)その他

5 会議資料

第 8 次豊山町高齢者福祉計画・第 7 次介護保険事業計画(素案)

6 議事内容

司会	ただいまから平成 29 年度第 2 回豊山町高齢者保健福祉審議会を開会致します。 本日の司会進行をさせていただきます保険課高齢者介護係・横田です。どうぞよろしくお願い致します。 まず始めに第 1 回の会議において前任の井上会長に代わり、江崎委員に会長代理をお願いしておりましたが、今後は計画策定の諮問、答申も控えておりますので会長の選出をお願いしたいと考えております。会長の選出は、豊山町高齢者保健福祉審議会条例第 5 条第 1 項に基づき、委員の互選で決定することになっておりますがご意見等がありましたらお願い致します。
委員	経験豊富な江崎委員を会長として推薦したいと思います。
(会場)	(異議なし)
司会	異議なしの声をいただきましたので、豊山町高齢者保健福祉審議会の会長を江崎委員にお願いします。江崎会長よりご挨拶をいただきます。
会長	(挨拶)
司会	続きまして、会長代理の選出を行います。会長代理の選出は、豊山町高齢者保健福祉審議会条例第 5 条第 3 項に基づき、会長の指名で選出することになっております。会長からご指名をいただきますのでよろしくお願いします。
会長	小塚奈緒美委員にお願いしたいと思います。
司会	ただいま江崎会長から会長代理として、小塚奈緒美委員のご指名がありました。小塚奈緒美委員、ご承認いただけますでしょうか。
委員	(同意の意思表示)
司会	ありがとうございました。それでは小塚奈緒美委員、よろしくお願い致します。 続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、①会議次第②今後のスケジュール③第 8 次豊山町高齢者福祉計画・第 7 次介護保険事業計画(素案)です。 次に、審議会等の議事録につきましては、発言者の個人名を伏せ、要点筆記にてホームページに掲載させていただきます。また、議事録の内容につきましては、委員の皆様の確認が必要となります。後ほど、会長から議事録署名委員が指名されますので、指名されました 2 名と会長の 3 名で、議事録の内容を確認していただき、署名をお願いします。それでは、これからの審議会の議事進行については、江崎会長にお願いします。
会長	それでは、ただ今から、議事の進行をさせていただきます。議事録の署名委員ですが、小塚奈緒美委員と水野委員を指名します。議事録の署名については、事務局が本日の議事録を作成後、署名のお願いに伺いますのでよろしくお願いします。
会長	次第に従いまして、課題(1)「第 8 回高齢者福祉計画・第 7 次介護保険事業計画素案について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	(計画案の説明)
会長	説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員	行政の資料等は仕方ないのかもしれませんが、住民用の資料等はなるべくカタカナ表記を減らしてほしいです。 高齢者はカタカナ・横文字表記が苦手な人もみえますので、なるべく分かりやすい言葉作りをお願いします。
会長	ありがとうございました。その他はございませんか。
委員	現状や調査の結果のところですが、学者の調査報告書みたいで読みにくいので、文字のサイズや数値の表記等、分かりやすくしたほうが良いです。 構成につきましては、前回計画は、目次の構成が分かりにくくて内容が把握しにくかったのですが、今回は初めに国全体の政策の傾向と現況及び町現状、それから調査結果やそれに基づく課題となっていて、非常に分かりやすくして良いと思います。 ただし、先程、事務局より 42 ページから 80 ページの調査結果は巻末資料とする旨の説明がありましたが、少なくとも現状のまとめと課題で触れているところ、あるいは関連する重要な部分は、2 章部分に少し残しておいて、巻末資料は 2 章掲載部分も含めた形で掲載したほうが良いと思います。
委員	ケアパスの表が見にくいので、工夫して見やすくしてほしいです。
会長	その他、ありませんか。
委員	88 ページ「課題 10. 介護者支援」の箇所に、「介護負担を緩和するよう、そして家族介護者が離職・転職をしなくてもよいよう、支援体制を強化する必要があります。介護者には、認知症状に関する不安が最も多く感じられており、その対策も求められています。」とありますが、これは介護される人自身なのか、介護する人どちらですか。
事務局	79 ページに問 6 の結果がありますが、介護する人です。介護する人が主に不安に感じる介護等として、1 番に認知症状への対応というのが挙げられております。認知症について不安が多いため、支援が必要だということです。
委員	介護予防ボランティア制度のところで、高齢者の社会参加として「自分の介護予防及び健康増進に積極的に取り組むことを推奨」と記載していますが、このボランティアの枠組みの中で、多世代で交流するような場など、何かできないものかと思います。 社会参加というのは、自分から一方的に中に入るだけじゃなくて、その中で、色々な主体の人達が相互交流をして、社会は出来上がっていくものだと思いますので、一方的に入り込んでいくというよりも、多世代が双方向で関わっていくやり取りの中で、ボランティアの場みたいなものが作り上げられていくような、そういう表現も計画書に入れられないかと思います。
会長	その他はございませんか。
委員	3 ページにある平成 29 年の改正により市町村が行うこととなった「目標の達成状況等の評価・公表・報告」の部分というのは計画書上どこになるのですか。
事務局	第 5 章、第 6 章を次回の提示資料とさせていただいているところですが、第 6 章にて、いくつかの指標に基づき推進していく旨を記載する見込みです。 ニーズ調査や在宅介護実態調査は、国の雛形によるもので、他の市町村と比較可能のよう

	な形となっています。他の市町村と比較する中で、本町として重視する点を挙げ、目標や目安として進めていければ良いのではないかと検討しているところです。
委員	計画を新しく変えるということにあたり、前回計画の PDCA の C=Check がなされた上で、新たな計画が作成される側面があるため、前回計画からの繋がりという部分もあったほうがいいと思います。
委員	良い計画が作成されていますが、どのようなサービスがあって、どのくらい周知されているのでしょうか。役場に尋ねた人はサービスを知ることができるが、役場に出向いていない人はサービスを知ることなくサービスを受けられない人が多いのではないのでしょうか。計画書を全戸配布するというわけにもいかないと思うので、少しでも町民に周知されるように、例えば簡単にまとめたものを周知用として作成されてはどうでしょうか。
事務局	介護保険サービスと介護保険以外のサービスでご説明しますと、介護保険サービスに関しては、認定申請時にご説明しています。また、介護保険外のサービスは、ケアマネジャーが利用者のサービス計画を作りますので、ケアマネジャーに対して介護保険外のサービスをまとめた冊子等をお渡ししています。
委員	一人暮らしの高齢者など、入院した際は病院が地域包括支援センターへ連絡すると思っている人がみえますがいかがですか。
事務局	病院からの情報提供はありますが、病院がその必要性を判断するため、全ての1人暮らしの人が入院した情報が入る訳ではありません。 なお、先程、委員が指摘されたサービスをご存じない人が多い件や、私たちが周知不足である件についてですが、今年開催した会議においても、同様の意見をいただいたところであり、今後、色々な分野の情報提供をしたいと考えているところです。 例えば 93 ページに「生活支援サービスに関する情報提供」として、情報提供冊子であるガイドブックの案を記載している関係では、既に今年度から同ガイドブックの作成に取り組む等、介護保険や地域包括支援センターが必要となる前に必要な情報が周知できるような取り組みを進めております。 今後、周知活動を広げていくとともに、様々なサービスがありますので、必要な時ではなく、必要となる前に情報提供していきたいと考えております。
委員	ガイドブックの配布は全世帯対象ですか。
事務局	現在のところ、65 歳以上を対象として考えています。 ただし、公共施設等にも置かせていただきますので、サービスが必要な人の子ども世帯である 30 代、40 代、50 代にも、もちろん見ていただけるような形にはしたいと思います。
委員	65 歳以上に手渡しだったり、送付だったり、具体的な方法は、何か考えておられますか。
事務局	手渡しの方が読んでくださる可能性は高いと思うので、地域包括支援センター職員の訪問時に手渡し他、関係機関のお力を借りながら、なるべく見ていただけるような形で配布していきたいと考えております。
委員	単にパンフレットを置くだけでなく、色々な工夫をし、周知できる仕組みを作ることが必要だと思います。その基盤にあるのは、やはり皆さんが顔を合わせてコミュニケーションする場を作るということです。

委員	話は変わりますが、例えば老人保健施設に入所していて、月に 1 回、病院に介護タクシーで通院をする場合、介護タクシーの助成はありますか。
事務局	福祉課で障がい者用のタクシー券を配布していますが、手帳の等級が 4 級では配布しておりません。 高齢者・介護係としては、要支援・要介護認定者向けに外出支援としてタクシー券の配布しておりますが、介護タクシーでなく、在宅での生活に限っておりますので、高齢者・介護係が配布するタクシー券の該当ではないと思います。 施設に入居している場合、老人保健施設ですと、法人同士の連携で対応できる場合があるはずですが、通院については、やはり自己負担という形ではないかと思います。自宅から入院するのに、寝たきり状態でお連れするのが大変であれば、高齢者・介護係が実施する移送サービスがあり、利用時は本町が上限 14,400 円までは負担しますので、入退院されるときに利用できます。入所中の人向けの移動支援サービスは、現在のところ本町ではありません。
委員	オムツ代はどうですか。
事務局	オムツ代の助成はありますが、非課税と課税世帯とで助成額を分けさせていただいております。
委員	訪問入浴はどうですか。
事務局	訪問入浴等の法律に基づいたサービスについては、課税であろうが非課税であろうが、一律です。
会長	計画書そのものの周知方法はどうですか。
事務局	計画書は、まず、来年 1 月にインターネットでパブリックコメントを募集し、皆さんにご意見をいただくようなシステムになっています。その後、3 月に議会の承認を得てから、4 月広報にて計画策定のご案内をさせていただきます。全住民に配布という形にはならないですが、そのような形での周知は考えております。
会長	これで質問はよろしいでしょうか。皆様、ありがとうございました。
事務局	今後のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。 まず、平成 30 年 1 月 5 日(金)から平成 30 年 1 月 19 日(金)まで約 2 週間、計画素案のパブリックコメントを実施致します。パブリックコメントというのは、住民に、広くこの計画を周知しまして、意見などを聴取するというものになっております。 1 月末に、パブリックコメントの結果を、第 3 回審議会でご報告させていただくと同時に、今回、まだ協議されていない第 5 章、第 6 章の部分について、諮問・答申を行いたいと思っております。 また、平成 30 年 3 月中旬に、第 4 回審議会を開かせていただきまして、最終決定したいと思います。 なお、1 月末の第 3 回審議会につきましては、改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。次回の審議会は、介護サービス等の給付費の今後 3 年間の推計と、推計に基づいた保険料について審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

委員	このパブリックコメントの実施というのは、住民はどのようにして知るのでしょうか。
事務局	1 月広報にて案内します。
会長	これで、今日の審議会を終わります。ありがとうございました。

7 その他

上記のとおり、第 2 回豊山町高齢者保健福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成 30 年 1 月 日

会 長 江 崎 弘

署 名 人 水 野 友 枝

署 名 人 小 塚 奈 緒 美